

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和7年5月7日(2025.5.7)

【公開番号】特開2023-115195(P2023-115195A)

【公開日】令和5年8月18日(2023.8.18)

【年通号数】公開公報(特許)2023-155

【出願番号】特願2023-105532(P2023-105532)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 320

【手続補正書】

【提出日】令和7年4月24日(2025.4.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電飾部材が設けられた前枠と、

複数種類の画像を表示可能な表示手段と、

始動口への遊技球の入球に基づいて抽選処理を行う抽選手段と、

を備える遊技機であって、

前記抽選手段による抽選結果が当りとなって当り遊技の演出が開始されると、特定画像を前記表示手段に表示する第1の演出が実行される場合があり、

前記当り遊技の後における前記電飾部材の発光様態は、前記第1の演出が実行された場合と、前記第1の演出が実行されなかった場合と、で異なる、

ことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

請求項1に記載の遊技機であって、

前記当り遊技の演出が開始されると、ラウンド画像が前記表示手段に表示され、

前記第1の演出は、出玉に関する情報が予め定めた数に達していると、実行され、

前記特定画像は、出玉に関する情報が前記予め定めた数に達していることを示唆する画像である、

ことを特徴とする遊技機。

【請求項3】

請求項1または請求項2に記載の遊技機であって、

前記当り遊技の後における前記電飾部材の発光様態は、前記第1の演出が実行された場合に第1の発光様態となるのに対して、前記第1の演出が実行されなかった場合に前記第1の発光様態とならない発光様態となり、

前記第1の演出は、当りの種類によらず、実行される場合がある、

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

40

50

【 0 0 0 8 】

[ 適用例 1 ]

電飾部材が設けられた前枠と、

複数種類の画像を表示可能な表示手段と、

始動口への遊技球の入球に基づいて抽選処理を行う抽選手段と、

を備える遊技機であって、

前記抽選手段による抽選結果が当りとなって当り遊技の演出が開始されると、特定画像を前記表示手段に表示する第 1 の演出が実行される場合があり、

前記当り遊技の後における前記電飾部材の発光態様は、前記第 1 の演出が実行された場合と、前記第 1 の演出が実行されなかった場合と、で異なる、

ことを特徴とする遊技機。

[ 適用例 2 ]

適用例 1 に記載の遊技機であって、

前記当り遊技の演出が開始されると、ラウンド画像が前記表示手段に表示され、

前記第 1 の演出は、出玉に関する情報が予め定めた数に達していると、実行され、

前記特定画像は、出玉に関する情報が前記予め定めた数に達していることを示唆する画像である、

ことを特徴とする遊技機。

[ 適用例 3 ]

適用例 1 または適用例 2 に記載の遊技機であって、

前記当り遊技の後における前記電飾部材の発光態様は、前記第 1 の演出が実行された場合に第 1 の発光態様となるのに対して、前記第 1 の演出が実行されなかった場合に前記第 1 の発光態様とならない発光態様となり、

前記第 1 の演出は、当りの種類によらず、実行される場合がある、

ことを特徴とする遊技機。

10

20

30

40

50